

事 務 連 絡

平成23年1月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費審査業務の労働局集約化時期及び当該業務に必要な
庁舎等の準備における必要面積算定基礎となる職員数について

平成23年1月28日付け基労補発 0128 第1号補償課長通達（以下、「補償課通達」という。）により都道府県労働基準部長あて通知されたところですが、各労働局における集約化の時期及び当該業務に必要な庁舎面積算定基礎となる職員数について別紙のとおり通知いたします。

つきましては、各局の施設担当部局に情報提供の上、下記に留意の上、庁舎使用調整等の所要の手続きを行っていただきますようお願いします。

記

1 労働局集約時期

各月の集約（移行）日については、1日を原則していますが、7月から11月までについては、個別調整の上、確定することを予定しています。

最終の集約となる12月については1日厳守となります。

2 職員数

職員数は、庁舎面積算定基礎となる必要最低限の職員数であります。

そのうち、①労働局医療担当職員（補佐クラス）については、現在の労災補償課職

員のうち、管理職員や医療担当職員が当該庁舎での業務を考慮したものであります。

なお、各局において別途の体制整備を検討している局もあることから、実際の取得調整等にあたっては、今回示した職員数を基本としつつ各局の実情を踏まえた必要職員数によってください。

診療費審査業務の労働局集約化時期及び
当該業務に必要な庁舎面積算定基礎となる職員数について

- 1 労働局名： _____
- 2 労働局集約化時期： _____ 月 1 日
- 3 職員数： _____ 人
- | | |
|--------------------|---------|
| ① 労働局医療担当職員（補佐クラス） | _____ 人 |
| ② 局職員（係長クラス：再任用職員） | _____ 人 |
| ③ 非常勤職員（係員クラス） | _____ 人 |

注 職員数は、庁舎面積算定基礎となる必要最低限の職員数であります。

そのうち、①労働局医療担当職員（補佐クラス）については、現在の労災補償課職員のうち、管理職員や医療担当職員が当該庁舎での業務を考慮したものであります。

なお、各局において別途の体制整備を検討している局もあることから、実際の取得調整等にあたっては、今回示した職員数を基本としつつ各局の実情を踏まえた必要職員数によってください。